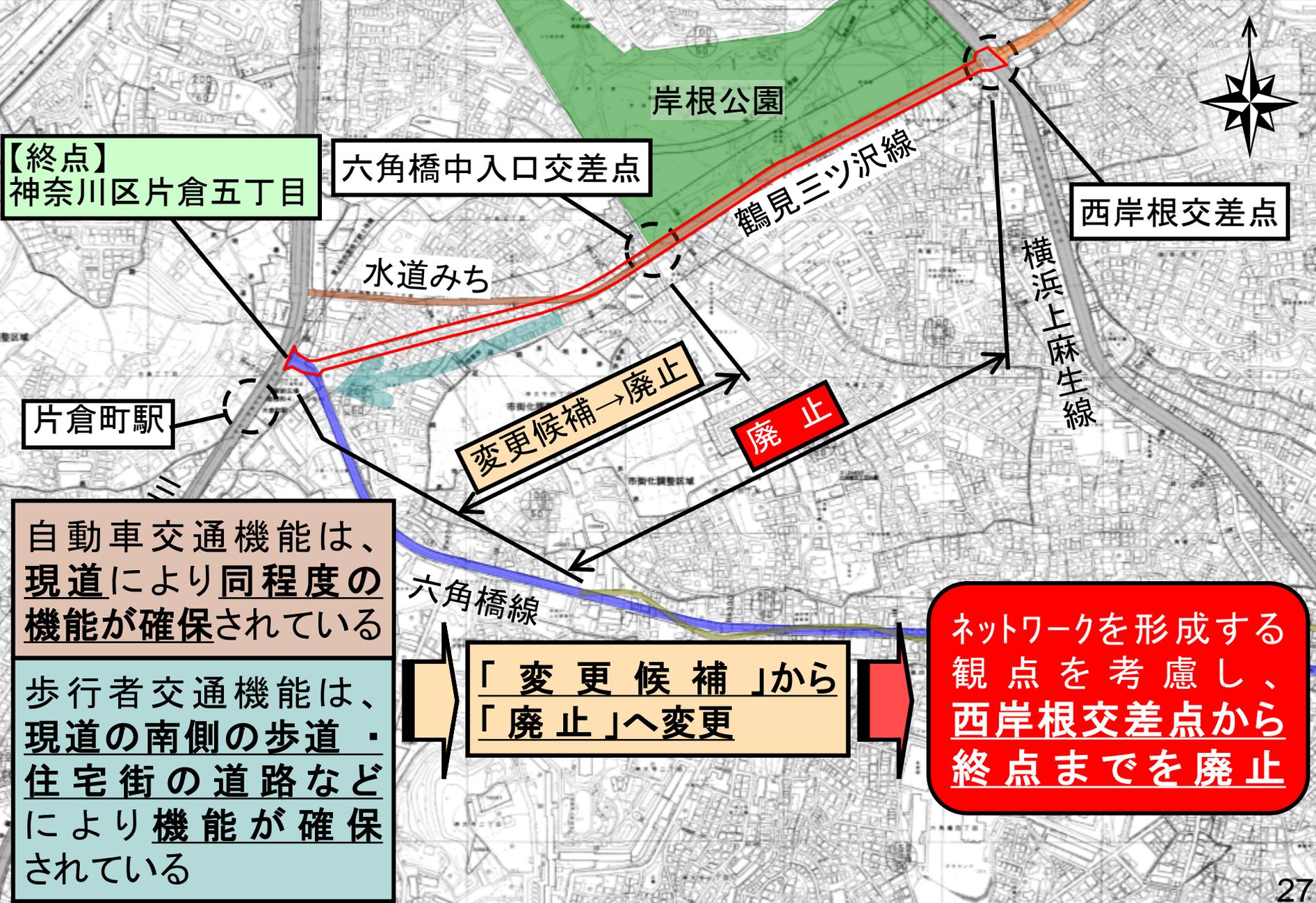


■都市計画の変更の考え方(鶴見三ツ沢線)



■水道みちについて



【終点】
神奈川県片倉五丁目

下耕地交差点

鶴見三ツ沢線

西岸根交差点

水道みち

横浜上麻生線

片倉町駅

廃止

鶴見三ツ沢線の都市計画の区域が廃止されても、
現道の水道みちは変わりません

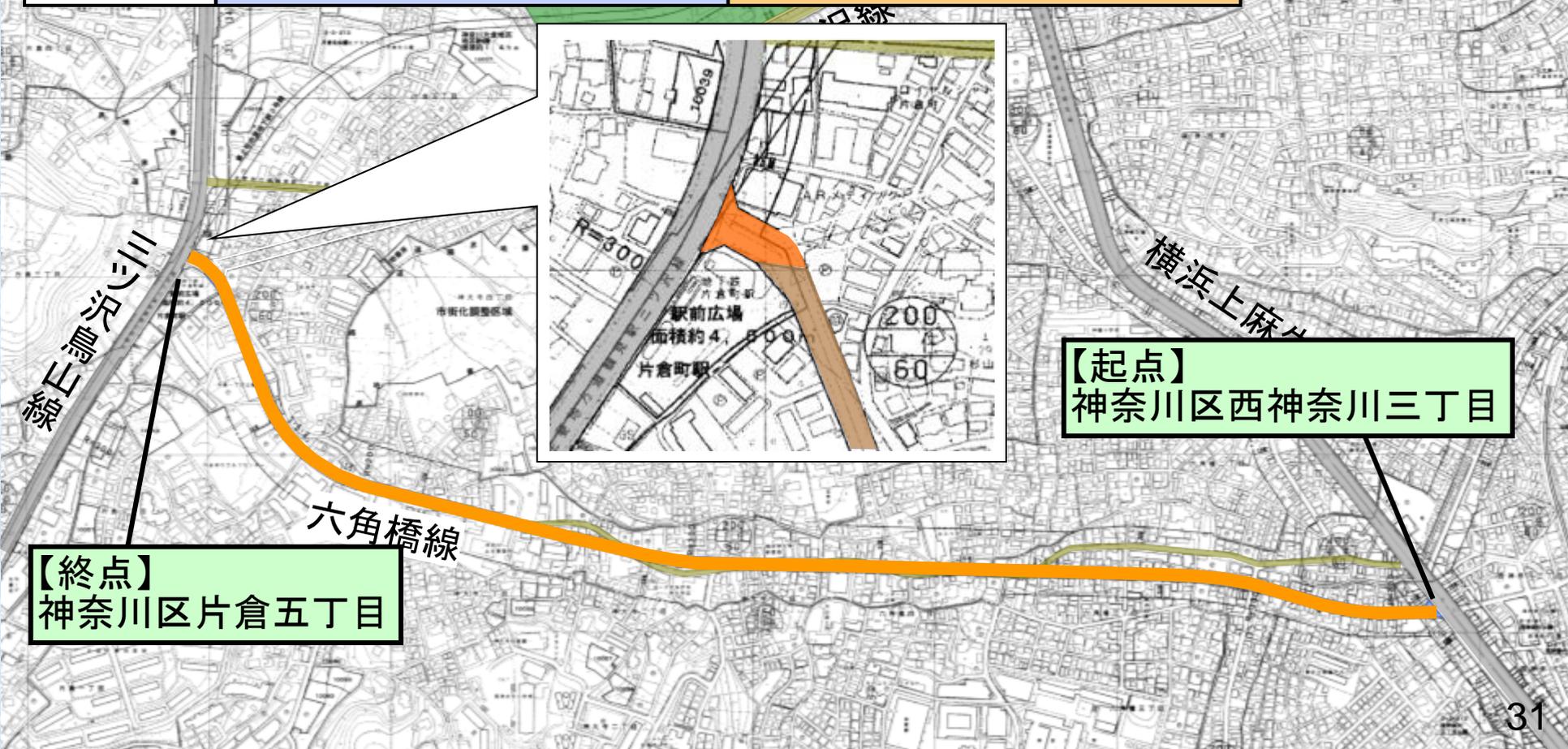
■都市計画の変更概要(鶴見三ツ沢線)

	変更前	変更後
【起終点】	鶴見区下末吉五丁目 ～ 神奈川区片倉五丁目	鶴見区下末吉五丁目 ～ 神奈川区六角橋六丁目
【延長】	約6,390m	約5,360m
【車線数】	未決定	2車線



■都市計画の変更概要(六角橋線)

	変更前	変更後
【起終点】	神奈川県西神奈川三丁目 ～ 神奈川県片倉五丁目	神奈川県西神奈川三丁目 ～ 神奈川県片倉五丁目
【延長】	約1,880m	約1,920m
【車線数】	未決定	2車線



【終点】
神奈川県片倉五丁目

【起点】
神奈川県西神奈川三丁目

■都市計画変更に伴う関連事項について

都市計画施設の区域内で建築を行う場合

現在は、都市計画法第53条の許可が必要



廃止後は、都市計画法第53条の許可が不要

用途地域

現在は、沿道型の用途地域等が指定



現行の用途地域等の変更は行わない